

令和3年5月定例教育委員会会議

1. 日時

令和3年5月27日（木）午前10時00分～午前11時00分

2. 場所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、尾上委員、田中委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、田中委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、二井文化・スポーツ振興課長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

※新型コロナウイルス関連肺炎の感染防止対策のため、案件に関連のない以下の課長級は出席を求めない対応とする

生田教育指導課長、内田教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長

6. 会議要録

開会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和3年5月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

4月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、4月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

5月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と田中委員にお願いします。

藤本教育長職務代理者、田中委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和3年4月30日から令和3年5月26日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず5月7日金曜日は、市校長会に出席しました。

10日月曜日は、新型コロナウイルス対策本部会議に出席しました。

11日火曜日は、庁議に出席しました。

12日水曜日は、市部長会、コンプライアンス推進本部会議に出席しました。また、校長面談を実施しました。

13日木曜日は、校長面談を実施しました。

14日金曜日は、市教頭会に出席しました。

17日月曜日、19日水曜日、20日木曜日、21日金曜日、24日月曜日は、校長面談を実施しました。

26日水曜日は、庁議に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事 (要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 2 1 号「河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部改正について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 2 1 号「河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和 3 年 4 月 1 日に市長部局で「河内長野市後援名義等に関する規程」の全部改正が行われたことに伴いまして、教育委員会の「河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程」においても、条文や様式につきまして、一部改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、1 つ目といたしまして、これまで申請期限に関する規定がなかったため、事業を実施する 1 ヶ月前までに、申請手続きを行わなければならない旨を明記いたしております。2 つ目といたしまして、変更手続きについて、これまで承認の場合の規定はありましたが、不承認の場合の規定がございませんでしたので、変更不承認に関する規定を明記し様式第 6 号としまして様式を定めております。3 つ目に、これまで事業が中止になった場合の手続きに関する規定がございま

せんでしたので、事業の中止に関する規定を新たに明記し様式7号として新たに定めたものでございます。4つ目に、教育委員会以外の団体については、教育委員会の後援名義等、無断で使用してはならない旨を新たに明記いたしております。最後に5つ目といたしまして、様式の方で、これまで申請団体の代表者の生年月日を記載していただく様式となっておりますが、申請の承認等に特段生年月日は必要ない情報でございますので、生年月日の欄を削除するものでございます。

以上が改正の概要でございます。また施行予定日につきましては、公布の日としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

今回、申請期限ができましたが、混乱はおきないでしょうか。

寺本教育総務課長

何かしらの周知は必要かと考えております。

宮阪教育推進部長

補足になりますが、後援名義の多くは相当の期間前に申請するため、問題は起きにくいと考えております。

松本教育長

あと今回の変更点で、変更不承認の規定ができていますが、今まで不承認のケースはありましたか。

寺本教育総務課長

過去5、6年の分を確認しましたが、不承認というケースはありませんでした。

改正後案では、第5条の第2項に17項目の基準をうたっております。この1

7項目の基準を、すべて満たす場合に承認を行うこととなっております。

項目の例をあげますと、営利目的ではない、公益性を有するものとか、社会的に非難を受けるものではない、暴力団密接関係者ではないこと、など17項目をあげています。すべてに合致しないと承認しないということです。以上でございます。

松本教育長

他に、ご異議等ございませんでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第21号「河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部改正について」を承認いたします。

(5) その他報告（要旨）

中田理事

英語村構想事業について

(別添資料により説明)

寺本教育総務課長

南花台中学校区施設一体型小中一貫教育推進校の整備について

(別添資料により説明)

二井文化・スポーツ振興課長

市立文化会館及び市立市民交流センターの管理運営の方向性について

(別添資料により説明)

※嘉名教育委員より下記意見あり

- ・重要な案件については、教育委員会への事前報告や教育委員会の方針を得た上で市長部局へ情報開示等を行うこと
- ・様々なことを想定し、これまで地域に根付いて実施してきた文化振興事業を今後どのように展開していくのか、事前によく検討しておくこと

伊藤文化財保護課長（資料配布のみ）

旧三日市交番第1期常設展

滝畑ふるさと文化財の森センターでのイベント

ふるさと歴史学習館でのイベント

森図書館長（資料配布のみ）

図書館ホームページ一時停止

図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で5月定例教育委員会を閉会します。

令和3年6月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和3年6月28日（月） 午後2時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所8階 802会議室

5月7日（金）	市校長会
5月10日（月）	新型コロナウイルス対策本部会議
5月11日（火）	庁議
5月12日（水）	市部長会 コンプライアンス推進本部会議 校長面談
5月13日（木）	校長面談
5月14日（金）	市教頭会
5月17日（月）	校長面談
5月19日（水）	校長面談
5月20日（木）	校長面談
5月21日（金）	校長面談
5月24日（月）	校長面談
5月26日（水）	庁議

令和3年5月定例教育委員会会議

議 案 書

令和3年5月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第21号 河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部改正について

(説明担当 教育総務課・・・・・・p. 1)

議案第 21 号

河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部改正に
ついて

河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部改正については、
次のとおりです。

令和 3 年 5 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和3年 月 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会規程第2号

河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程の一部を改正
する規程

河内長野市教育委員会後援名義等に関する規程（平成18年河内長野
市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（以下「申請者」という。）は」の次に「、事業を
実施する日の1箇月前までに」を加える。

第7条第2項中「（様式第5号）により」の次に「、不承認とする場
合は河内長野市教育委員会後援名義等変更不承認書（様式第6号）によ
り、」を加える。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、同条の前に次の
1条を加える。

（後援名義等の無断使用）

第11条 教育委員会以外の団体等は、後援名義等を無断で使用してはな
らない。

第9条第1項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条を第1
0条とする。

第8条第2項中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条を第9

条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(事業中止の報告)

第8条 申請者は、承認事業を中止したときは、速やかに河内長野市教育委員会後援名義等使用事業中止報告書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

様式第1号及び様式第4号中「代表者の生年月日 年 月 日生」を削る。

様式第7号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第6号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号(第7条関係)

河長教委 第 号
年 月 日

様

河内長野市教育委員会
教育長 印

河内長野市教育委員会後援名義等変更不承認書

年 月 日付けで申請のありました河内長野市教育委員会後援名義等変更申請
について、下記の理由により不承認とします。

記

○不承認の理由

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 河内長野市教育委員会

団体名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

(フリガナ)

代表者

代表者の住所 _____

河内長野市教育委員会後援名義等使用事業中止報告書

年 月 日付け河長教委 第 号で承認を受けた事業については、下記の理由により事業を中止したため、報告します。

記

○事業中止の理由

附 則

この規程は、公布の日から施行する。